

報道資料 4

平成26年8月26日

報道機関各位

総務部税務課長



「ふるさと三条応援寄附金」寄附者へ 特産品をプレゼント

三条市の魅力を発信し、知名度の向上や地域経済の活性化を継続的に図りながら、積極的な自主財源の確保につなげるため、「ふるさと三条応援寄附金」を寄附いただいた方に、ポイント数に応じ、寄附金額の60%に相当する額の特産品をお送りします。

1 対象となる方

三条市外に在住で、本年10月1日以降に、1万円以上の寄附をされた方

2 ポイントの付与

寄附金額に応じて、次のとおりポイントが付与されます。

寄附金額	付与ポイント
1万円以上 10万円未満	1万円につき1ポイント
10万円以上	一律10ポイント

※1年度につき、10ポイントが上限です。ポイントは、貯めておくこともできます。有効期限は、付与日から3か年度となります。

3 ポイントと特産品

ポイントに応じ、次のコースから希望される特産品を選ぶことができます。

1ポイントコース	6,000円相当の品
3ポイントコース	18,000円相当の品
5ポイントコース	30,000円相当の品
10ポイントコース	60,000円相当の品

※特産品は、ポイント数の範囲内で組み合わせも可能です。

4 特産品の内容

「ふるさと三条応援寄附金特産品リスト」のとおり

担当：税務課 市民税係 桑原、遠藤
電話：0256-34-5511（内線210）